# ２０１１年６月１４日　介護保険法反対討論

日本共産党　田村智子参議院議員

日本共産党を代表して介護保険法等の一部改正法案に反対の討論を行います。

介護保険導入から１０年がすぎました。介護保険料はこの１０年間一貫して上がり続け、次期改定で高齢者の保険料は全国平均で月５０００円を超えることが予想され、負担はもう限界です。その一方で、特養の待機者数も制度導入時から増え続け、ついに４２万人に到達するなど、介護地獄ともいえる状態は深刻さを増しています。

求められる改正は国庫負担割合を引き上げ、「保険あって介護なし」の現状を改善することです。ところが本改正案は、それに背を向け、むしろ要介護度の低いとされる方へのサービスの縮小など、一層の給付抑制を可能とするものとなっています。これでは老後の生活の安心どころか不安を拡大することになりかねません。

以下、反対の理由を具体的に申し上げます。

反対の第一の理由は、介護予防・日常生活支援総合事業の導入です。新たな制度により、要支援被保険者への現行の予防給付がサービスの質を担保する指定基準がない、より安上がりな介護予防サービスに置き換えられることが可能となります。この事業は、すべてが市町村の判断で実施されるため、これまでもたびたび問題となってきた、法令上の制約による給付制限、いわゆる「ローカルルール」を法令で認めることになりかねません。２００６年改正時に、「要支援」という基準を作り、高齢者と家族に困難をもたらした給付の切り下げを、さらにすすめようとするもので容認できません。

第二は痰の吸引など、医療的ケアを介護福祉士等の業務とすることです。厚生労働省は医療・介護など他職種の連携を強調しますが、それならば、専門教育を受けた看護師など医療専門職の強化を行うべきであり、それこそが医療的ケアの安全と質を保証する施策です。介護報酬で評価されるかどうかも未定であり、このままでは医療的ケアとそれにともなう責任と負担だけが介護職員におしつけられることになります。

第三は介護療養病床の廃止期限は延長しましたが、廃止の方針は変えないことです。現在でも急性期を脱した患者さんが入院する後方ベッドは明らかに不

足しています。介護療養病床が廃止される６年後には、さらなる深刻化が推測され、多くのお年寄りが行き場を失うことになります。介護療養ベッド廃止の方針は撤回すべきです。

　最後に、介護制度の根本的な問題を解決する上で不可欠な国庫負担の新たな投入がないことです。保険料軽減、労働者の処遇改善、サービスの充実、どれも介護現場の切実な要求です。このままでは高齢者の人口増にともなって、介護保険料は際限なく上昇し、一方で劣悪な介護職員の労働条件改善は先送りされることになりかねません。負担あって介護なしの現状の改善の展望は見えません。
　以上反対の理由を申し述べ討論を終わります。